

# 特定緊急輸送道路沿道建築物の 耐震化に関する助成について

東京都では平成 23 年 6 月に、震災時の救命救助、その後の物資支援や復興活動の大動脈となる道路のうち特に重要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定しました。この沿道建築物の耐震化が急がれています。対象建築物（特定沿道建築物）になると耐震診断の実施義務、耐震改修等の努力義務が課せられます。

北区では平成 23 年 11 月より建物所有者の負担を軽減するため、特定沿道建築物の助成制度を開始いたしました。

なお、助成制度をご利用いただくにはその他の要件もあり、事業の契約前に事前相談、区への申請・承諾が必要になりますのでご注意ください。

次のいずれにも該当する建築物が特定沿道建築物です。

- ア) 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- イ) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したもの（旧耐震基準）
- ウ) 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界までの水平距離に、道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物

## 助成内容

	補助率と助成限度額	適用期間
耐震診断	原則、補助対象費用の 10 分の 10	令和 3 年度まで
補強設計	最大で補助対象費用の 6 分の 5	令和 5 年度までに着手したもの(改修・建替え・除却については、令和 5 年度までに設計に着手したもの)
耐震改修工事 耐震建替え工事	最大で補助対象費用の 6 分の 5	
除却工事	原則、補助対象費用の 3 分の 1	

※事業が複数年度にわたる場合は、全体設計の承認が必要となります。また、各年度ごとの完了報告及び助成金の交付申請となるため、年度ごとの支払いが必要となります。

## 問合せ先

### 【助成金に関すること】

北区まちづくり部建築課  
構造・耐震化促進係  
区役所第 1 庁舎 7 階 7 番窓口  
電話：03-3908-1240

### 【条例等に関すること】

東京都都市整備局市街地建築部  
建築企画課耐震化推進係  
電話：03-5388-3362

### 【耐震化の相談・情報提供に関すること】

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター耐震相談室  
電話：03-5778-2790

特定沿道建築物の助成率と助成限度額

事業の区分	助成対象事業費	助成対象費用 (助成対象事業費かつ下記限度額以内の額)	助成率と助成限度額																														
診断事業	診断に要する費用	限度額は、次のイまたはロのいずれか高い額 イ 次の(イ)から(ハ)までの合計 ただし、建築物等の延べ面積3,000㎡未満の場合は、(イ)から(ハ)までの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (イ) 面積1,000㎡以内の部分は2,100円/㎡以内 (ロ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 (ハ) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 □ 延べ面積1,000㎡未満の場合は3,670円/㎡以内 延べ面積1,000㎡以上の場合は2,620,000円に1,050円/㎡を加算した額以内	助成対象費用の5/6 ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、10/10																														
設計事業	改修に係る設計に要する費用	限度額は、次のイからハまでの合計額 イ 面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 □ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	助成対象費用	助成率と助成限度額																													
			600万円以内	助成対象費用の5/6の額																													
			600万円を超え1,200万円以内	助成対象費用の1/2に200万円を加えた額																													
1,200万円超	助成対象費用の1/3に400万円を加えた額																																
改修事業・建替え事業・除却事業	【改修事業】 改修に要する費用  【建替え事業・除却事業】 建替えに要する費用または除却に要する費用 かつ従前の延べ面積に面積単価を乗じた額	限度額は、延べ面積に下記の面積単価を乗じた額、または、助成対象費用限度額のいずれか小さい額 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途区分番号</th> <th colspan="2">免震工法等</th> <th colspan="2">その他の工法</th> </tr> <tr> <th>面積単価</th> <th>助成対象費用限度額</th> <th>面積単価</th> <th>助成対象費用限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>83,800円</td> <td>8億3800万円</td> <td>51,200円</td> <td>5億1200万円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>83,800円</td> <td>8億3800万円</td> <td>50,200円</td> <td>5億200万円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> <td>50,200円</td> <td>5億200万円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td></td> <td>34,100円</td> <td>3億4100万円</td> </tr> </tbody> </table>	用途区分番号	免震工法等		その他の工法		面積単価	助成対象費用限度額	面積単価	助成対象費用限度額	①	83,800円	8億3800万円	51,200円	5億1200万円	②	83,800円	8億3800万円	50,200円	5億200万円	③			50,200円	5億200万円	④			34,100円	3億4100万円	【改修事業・建替え事業】	
				用途区分番号	免震工法等		その他の工法																										
			面積単価		助成対象費用限度額	面積単価	助成対象費用限度額																										
			①	83,800円	8億3800万円	51,200円	5億1200万円																										
			②	83,800円	8億3800万円	50,200円	5億200万円																										
			③			50,200円	5億200万円																										
			④			34,100円	3億4100万円																										
			助成対象費用	助成率と助成限度額																													
			3,000万円以内	助成対象費用の5/6の額																													
			3,000万円を超え6,000万円以内	助成対象費用の1/2に1,000万円を加えた額																													
6,000万円超	助成対象費用の1/3に2,000万円を加えた額																																
延べ面積が5,000㎡を超える部分については下記による																																	
5,000㎡を超える部分の助成対象費用	助成率と助成限度額																																
1,500万円以内	助成対象費用の1/2の額																																
1,500万円超	助成対象費用の1/6に500万円を加えた額																																
【除却事業】																																	
助成対象費用の1/3 ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の1/6																																	
特例加算	特例加算の対象 耐震診断結果のls値が0.3未満であり、実際の工事費の面積単価が上記の面積単価を超える場合 ただし、免震工法等、または10,000㎡を超えるものは対象外  加算の基礎となる額 実際の工事費の面積単価（下記の面積単価を限度）から、上記の面積単価を引いた額に、延べ面積（建替え、除却の場合は従前の延べ面積）を乗じた額 ただし、特例加算を使わない助成対象費用との合計は、下記の限度額以内	加算の基礎となる額の17/30に2,000円を加算した額（5,000㎡を超える部分については23/60） ただし、次のイ、ロを限度とする																															
		イ 受け取る助成金総額の1/3（加算のない場合の金額の1/2）																															
		ロ 加算の基礎となる額に対する加算の額の割合は、加算のない場合の助成対象費用に対する助成金の額（緊促を含む）の割合を超えない範囲																															
		$\frac{\text{加算額}}{\text{加算の基礎となる額}} \leq \frac{\text{加算のない場合の助成額} + \text{緊促}}{\text{加算のない場合の助成対象費用}}$																															
		用途区分番号	面積単価	助成対象費用合計限度額																													
		①	76,800円	7億6800万円																													
②	75,300円	7億5300万円																															
③	75,300円	7億5300万円																															
④	51,150円	5億1150万円																															
		※助成金の額は、いずれも千円未満切り捨て																															